

測量調査業務委託仕様総括

本業務を受託した者は、新潟県土木部が定める「測量・設計・調査業務委託標準仕様書」に準じて、添付の特記仕様書により業務を実施するものとする。

測量調査業務委託仕様総括表

本業務に関連する調査等が生じ、発注者（監督員含む）から指示があった場合において受託者は調査等に協力するものとする。

この他、以下の事項に留意して業務を行うものとするが、現時点で不明の点及び業務実施に伴い変更が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

1. 本業務に関連する業務または調整を図る機関について

- (1) 関連する別途発注業務委託（ ）
- (2) 業務の時間的制限（ ）
- (3) 特別な関係機関協議の必要（ ）
- (4) その他

2. 本業務実施において貸与する物品について

貸与品（ ）

3. 用地（借地）及び地元調整等について

- (1) 用地（借地）の未処理箇所（ ）
- (2) 近接作業制限（ ）
- (3) その他

4. 成果品の納入及び納入方法について

- (1) 報告物品及び提出部数 ※設計業務の成果と兼ねて差し支えない

物 品 名	提出数	仕 様 等
報告書	1	A4 横書き様式（台帳調書は B4）
報告書原稿	1	エクセルまたはワード
図面	1	報告書に添付（設計済のもの）
図面原図（電子データ）	1	CAD データで提出（SFC）
図面縮小版（A3 用紙程度）	1	

- (2) その他（特記事項）：要協議

5. 打合せ協議について

本業務においては、次のとおり打合せ協議を予定している。第1回打合せがある場合において、受託者は契約後速やかに監督員と協議して打合せ日程を決定するものとする。

なお、立会い欄に印がある打合せ協議については、主任技術者が立会うものとする。

打合せ協議	回 数	立 会 い	備 考
第1回打合せ	1	—	簡易設計と合わせ1回
中間打合せ	1	—	簡易設計と合わせ1回
成果品納入時	1	—	簡易設計と合わせ1回

路線測量業務特別仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本業務は、契約書及び「測量・設計・調査業務委託標準仕様書」(新潟県土木部) (以下「共通仕様書」という。)によるほか、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第2条 この業務は、市道整備事業の一環として計画している市道田戸17号線交差点改良事業の設計に資するため、路線測量を行うものとする。

(場所)

第3条 業務位置は新潟県魚沼市 田戸ほか 地内で別添位置図に示すとおりである。

(一般条項)

第4条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般条項は次のとおりである。

(1) 測量範囲及び予定線については事前に監督員と打合せ、承認を得るものとする。

(2) 作業に伴う伐採及び刈り払いについて

伐採等は地権者等の同意を得ると共に業務遂行上必要最小限にとどめる。また、伐採した有価木は附近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルを生じることのないよう留意するものとする。

第2章 作業条件

(作業基本条件)

第5条 測量作業の基本条件設計書のとおりである。

本測量の基準点は、監督員と協議し決定すること。

(貸与資料)

第6条 貸与資料は測量調査業務委託仕様総括表のとおりとする。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量等)

第7条 本作業における作業項目及び数量等は設計書のとおりとする。

(作業の留意点)

第8条 測量作業の実施に際し、設計書の内容を十分把握し作業すること。疑義が生じた場合は監督員と協議すること。

第4章 打合せ

(打合せ)

第9条 打合せの回数は設計書の数量とする。ただし、必要が生じた場合はその限りではないが設計変更の対象とはしない。

第5章 成果品

(成果品)

第10条 提出すべき成果品及び提出部数は「測量作業規定・運用基準」によるほか、共通仕様書に掲げるもののうち仕様総括表によるものとする。

(成果品の装丁等)

第11条 成果品の装丁等は次のとおりとする。

(1) 製本は極力分冊を避け、また分冊を行う場合は、内容の配分を考慮して行うものとする。

(2) 報告書は、長期の使用に耐える通常の装丁を行う。

(3) 提出先

魚沼市役所本庁舎 産業経済部 建設課 工務係

第6章 契約変更

(契約変更)

第12条 契約書に規定する発注者と請負者による協議事項は次のとおりとする。

ただし、軽微なものについては変更の対象としないものとする。

(1) 第5条に示す「作業基本条件」に変更が生じた場合。

(2) 第7条に示す「作業項目及び数量等」に変更が生じた場合。

(3) 工期の変更が生じた場合。

設計業務委託仕様総括

本業務を受託した者は、新潟県土木部が定める「測量・設計・調査業務委託標準仕様書」に準じて、特記仕様書及び設計図書（別冊の設計書及び図面等）により、関係法令を遵守し業務を実施するものとする。

設計業務委託条件総括表

本業務に関連する調査等が生じ、発注者（監督員含む）から指示があった場合において受託者は調査等に協力するものとする。

この他、以下の事項に留意して業務を行うものとするが、現時点で不明の点及び業務実施に伴い変更が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

1. 本業務に関連する業務または調整を図る機関について

- (1) 関連する別途発注業務委託（ ）
- (2) 業務の時間的制限（ ）
- (3) 特別な関係機関協議の必要（ ）
- (4) その他

2. 本業務実施において貸与する物品について

貸与品（ ）

3. 用地（借地）及び地元調整等について

- (1) 用地（借地）の未処理箇所（ ）
- (2) 近接作業制限（ ）
- (3) その他

4. 設計条件、設計項目等について

- (1) 設計に使用する条件（特記仕様書のとおり）
- (2) 設計項目及び設計数量（設計書のとおり）
- (3) 設計にあたり考慮する比較検討案（特記仕様書のとおり）

5. 成果品の納入及び納入方法について

- (1) 報告物品及び提出部数

物 品 名	提出数	仕 様 等
報告書	1	A4 横書き様式
報告書原稿	1	エクセルまたはワード
図面	1	報告書に添付
図面原図（電子データ）	1	CAD データで提出（SFC）
図面縮小版（A3 用紙程度）	1	報告書に添付
コスト縮減設計留意書	無	必要な場合、別紙特記仕様書参照
コスト縮減効果票	無	必要な場合、別紙特記仕様書参照
リサイクル計画書	無	必要な場合、別紙特記仕様書参照
詳細設計照査	無	
設計業務等標準歩掛実態調査	無	

注1) 電子化が必要な場合、利用するソフトウェア及び、保存する電子媒体について監督員と協議すること。

注2) 詳細設計照査が必要な場合、「詳細設計照査要領（（社）全日本建設技術協会北陸地方整備局建設技術巨魁発行）」により実施すること。なお、「主任調査員」及び「調査員」は監督職員を、「総括調査員」は監督職員の上司である課長又は相当職を、「照査技術者」は標準仕様書で定める主任技術者を、「管理技術者」は受託者又はその代理人が適当と認めるものをそれぞれいう。

(2) 設計等における数量表の作成方法

- 1) 数量表の作成に当たっては、最新の「新土木工事積算大系」に沿って行うものとする。
- 2) 数量の表示については、詳細設計等の結果より数量が算出される算出数量と、積算基準〔1 一般土木〕県版（新潟県土木部発行）で明記されている設計数量を作成するものとする。

(3) その他（特記事項）

6. 打合せ協議について

本業務においては、次のとおり打合せ協議を予定している。第1回打合せがある場合において、受託者は契約後速やかに監督員と協議して打合せ日程を決定するものとする。

なお、立会い欄に印がある打合せ協議については、主任技術者が立会うものとする。

打合せ協議	回数	立会い	備考
第1回打合せ	1	—	測量業務と合わせ1回
中間打合せ	1	—	測量業務と合わせ1回
成果品納入時	1	—	測量業務と合わせ1回
関係機関打合せ協議	—	—	

交差点改良工事設計業務特別仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本業務は、契約書及び「測量・設計・調査業務委託標準仕様書」(新潟県土木部)
(以下「共通仕様書」という)によるほか、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第2条 この業務は、市道整備事業の一環として計画している市道田戸17号線交差点改良
事業の実施設計を行うものである。

(場所)

第3条 交差点改良工事位置は新潟県魚沼市 田戸ほか 地内で別添位置図に示すとおり
である。

(土地の立ち入り等)

第4条 本作業のための土地立ち入りについて、関係者への通知等は発注者側で行うが受
託者は土地立ち入りについて事前に監督員へ連絡するものとする。

第2章 設計条件

(適用する図書)

第5条 本業務の設計に関しては共通仕様書を優先して適用する。他の図書を適用する場
合は監督員の指示を受けるものとする。

第3章 設計作業内容

第6条 本業務における設計作業項目、数量は設計書のとおりである。

(設計作業の留意点)

第7条 設計作業の実施に際し特に留意する点は下記のとおりである。

- 一 設計にあたっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有すると
ともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- 二 第5条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに請負者が有する資料等を参考
にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 三 施工上、特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図書に記入するものと
する。

第4章 打合わせ

(打合せ)

第8条 本業務の実施にあたっては、設計図書のとおりとする。

第5章 成果品

(成果品)

第9条 提出すべき成果品及び提出部数は「測量作業規定・運用基準」によるほか、共通
仕様書に掲げるもののうち仕様総括表によるものとする。

(成果品の装丁等)

第10条 成果品の装丁等は次のとおりとする。

- 一 製本は極力分冊を避け、また分冊を行う場合は、内容の配分を考慮して行うものとす
る。
- 二 報告書は、長期の使用に耐える通常の装丁を行う。
- 三 提出先 魚沼市役所本庁舎 産業経済部 建設課 工務係

第6章 契約変更

(契約変更)

第11条 契約書に規定する発注者と請負者による協議事項は次のとおりとする。ただし軽微なものについては変更の対象としないものとする。

- 一 第6条に示す「作業項目及び数量等」に変更が生じた場合。
- 二 第9条に示す「成果品提出部数」等に変更が生じた場合。
- 三 実施期間の変更が生じた場合。
- 四 関係者協議等対外的な協議により設計計画に変更が生じた場合。

第7章 その他

(関係機関との協議)

第12条 各関係機関、特に県道との取り付け協議等の関係書類作成及び打合せは、設計対象とされていないが、発注者より要請があった場合には誠意を持って対応すること。